

必ずご確認ください

【各税（料）共通】

・相続人の欄が不足している場合は、摘要の欄に記載いただくか、別紙の任意様式に必要事項を記載して添付してください。

・この手続きは、あくまで市税等の賦課・徴収に関わる書類を受領する代表者を指定していただくものです。

【固定資産税について】

○相続する意思が無い方の手続き

相続する意思のない方は、相続の開始（被相続人が亡くなったことを知った日）から3ヶ月以内に相続放棄の手続きをしてください。

※詳しくは、秋田家庭裁判所（TEL018-824-3121）にご相談ください。

・相続放棄をした場合には、家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理証明書」の写しをご提出ください。

土地・家屋の名義変更については、法務局にて相続登記を行うことで完了いたします。

※詳しくは、秋田地方法務局（TEL018-862-6531）もしくは弁護士・司法書士の方にご相談ください。

※登記されていない家屋（車庫・物置等）については市役所の税務課で名義変更の手続きが可能です。

・別に届け出のない場合、相続人代表者を地方税法第343条第2項に定める固定資産を現に所有する者の代表者とみなして、翌年度以降に発生する固定資産税の納税通知書を発送させていただきます。

納税通知書イメージ

固定資産税納税通知書 男鹿市船川港船川字泉台66-1 男鹿 太郎 様
--



固定資産税納税通知書 男鹿市船川港船川字泉台66-1 男鹿 一郎 様 男鹿 太郎 様分
--

・相続等の所有権移転登記が行われた場合は、本届出の有無にかかわらず、その翌年度から登記名義人が新たな台帳上の所有者として課税されます。